

公益社団法人全国市有物件災害共済会消防・防災施設整備事業等資金融資規程

平成23年9月9日制定

平成29年1月24日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第4条第1項第3号に規定する消防・防災施設整備事業等資金融資事業（以下「融資事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(融資総額)

第2条 毎事業年度の融資事業の融資総額は、消防・防災施設整備事業等資金融資資産運用規程第2条に規定する資金総額から未償還元金予定額（融資を行う日（以下「融資日」という。）の前日において融資の未償還元金となる予定の額をいう。）を差し引いた額とする。

2 理事長は、災害共済金等の支払額の増加により事業運営に支障が生ずると認めるときは、前項の融資総額を減額することができる。

(融資対象事業)

第3条 融資は、消防庁舎の建設、防火水そう・消火栓の設置、消防自動車の購入等の消防・防災施設の整備事業及びその他の事業で理事長が別に定める事業に要する資金に充てるものについて行う。

(融資の要件)

第4条 融資は、市及び市が設置する一部事務組合等（以下「団体」という。）に対して行うことができる。

2 団体は、融資を受けようとする事業について、地方債の同意又は許可を得なければならない。

3 前項の規定は、団体が地方債届出制度により手続するときは、これを適用しない。ただし、当該届出について総務大臣又は都道府県知事から、協議をしたならば同意することとなると認められない旨の通知を受けたときはこの限りでない。

(融資の方法)

第5条 融資は、証書貸付の方法により行うものとする。

(償還期間及び償還方法)

第6条 融資金の償還期間は、次の3種とする。

(1) 4年超5年以内（うち元金の据置期間1年以内）

(2) 6年超7年以内（うち元金の据置期間1年以内）

(3) 9年超10年以内（うち元金の据置期間1年超2年以内）

2 融資金の償還方法は、次の2種とする。

(1) 半年賦元利均等償還

(2) 半年賦元金均等償還

(融資利率)

第7条 融資利率は、融資日における財政融資資金貸付金利のうち前条に定める償還期間、元金の据置期間及び償還方法と同一条件の利率（以下「財政融資利率」という。）と同率

とする。ただし、融資の前年度以前から相互救済事業の委託がある団体（以下「共済委託団体」という。）については、財政融資利率から0.1を減じた率（その率が0.1パーセントを下回る場合には、財政融資利率と同率）とする。

2 理事長は、融資利率を決定したときは、速やかに融資を予定する団体に通知するものとする。

（融資申込）

第8条 融資を受けようとする団体は、所定の融資申込書を理事長に提出しなければならない。

2 団体は、融資申込書に記載した事項に変更が生じたときは、所定の融資申込変更届により理事長に届け出なければならない。

（融資額の調整）

第9条 理事長は、団体からの融資申込額の合計額が融資総額を超えたときは、融資総額以内となるよう融資額を調整するものとする。

2 前項の場合において、団体からの融資申込額が300万円（当該団体が共済委託団体であるときは500万円）以内であるときは、原則として融資額の調整の対象としないものとする。

（融資の決定）

第10条 理事長は、融資申込を調査し、融資を決定したときは、当該融資申込団体に通知するものとする。

（必要書類の提出）

第11条 前条の通知を受けた団体は、次の各号に掲げる書類をそれぞれ所定の期日までに理事長に提出するものとする。

（1） 融資金借入依頼書

（2） 起債事業計画書

（3） 起債協議同意書の写し又は起債許可書の写し（地方債届出制度による場合を除く。）

（4） 融資金借用証書

（5） その他理事長が必要と認める書類

（融資の実施）

第12条 融資は、融資日に団体が指定する金融機関の口座へ融資金を送金する方法による。

（元利金の支払い）

第13条 各回の元利金支払期日及び元利金の額は、融資金借用証書に記載した借入条件に基づき理事長が作成する償還年次表によるものとする。

2 団体は、前項の元利金支払期日までに元利金を理事長が指定する金融機関の口座に払い込まなければならない。

3 元利金支払期日が金融機関の休業日に当たるときは、金融機関の翌営業日に支払われた元利金は、当該元利金支払期日に支払われたものとみなす。

(延滞利子)

第14条 団体は、元利金の支払いを延滞したときは、当該延滞した元利金の額に当該延滞した日数に応じ年3.6パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞利子を支払わなければならない。

2 理事長は、延滞が災害その他やむを得ない理由によるときは、前項の規定にかかわらず延滞利子の支払いを免除することができる。

(繰上償還)

第15条 団体は、次の各号に該当するときは、融資金の全部又は一部を繰上償還しなければならない。

(1) 融資金額が、当該融資の対象事業の起債協議同意、起債許可又は起債届出の額を超えるとき。

(2) 融資の対象となる事業の中止若しくは縮小又はその他の理由により融資金に不用額が生じるとき。

2 理事長は、団体が融資金を目的外の用途に使用したときは、融資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

3 前2項に定めるもののほか、団体は、未償還元金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合において繰上償還しようとする団体は、原則として繰上償還を行う日の30日前までに理事長に申し出て、承認を得なければならない。

4 前項の規定による繰上償還を行う日は、原則として償還年次表に定める元利金支払期日とする。ただし、未償還元金の全部を繰上償還するときは、この限りでない。

5 理事長は、前4項の規定により団体から未償還元金の一部の繰上償還を受けるときは、当該繰上償還後の未償還元金にかかる新たな償還年次表を当該団体に送付するものとする。

(利子等の計算)

第16条 第13条から前条までの支払いにかかる利子及び延滞利子並びに償還元金の計算方法は、理事長が定める。

(債務承継)

第17条 団体は、合併その他の理由により、融資金の償還すべき債務を承継するときは、所定の融資金債務承継通知書に承継債務の内容を明らかにした書類を添えて理事長に通知しなければならない。

2 理事長は、前項の通知を受けたときは、当該団体に承認の通知をするものとする。

(融資条件の変更等)

第18条 理事長は、団体が大規模な災害その他特別の理由により、元利金の支払いが著しく困難であると認められるときは、融資の条件又は延滞元利金の支払方法を変更することができる。

2 理事長は、団体が当該融資の対象事業の起債協議同意、起債許可又は起債届出と異なる条件等(融資金額を除く。)で融資を受けたことが判明したときは、本会に対しその旨の通知を受けた日の翌日を変更日として、融資の条件を変更することができる。

(調査及び報告)

第19条 理事長は、必要と認めるときは、融資金の使途その他について調査を行い、又は団体に報告を求めることができる。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細目の委任)

第21条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成24年11月1日)

附 則

この規程は、平成29年1月24日から施行する。